

地域情報の発信に関する連携・協力協定書

宇和島市（以下「甲」という。）と南海放送株式会社（以下「乙」という。）は、地域情報の発信に関して連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、それぞれが保有する情報資源等を有効に活用しながら、甲及び乙が相互の立場を理解、尊重して連携し、共有した価値観のもと連携・協力することで、宇和島市の発展と活性化に資すると共にエフナン（南海放送ラジオ）の聴取拡大を目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、相互に協力するものとする。

- （1）宇和島市の観光、イベント、物産情報等を愛媛県民に向け発信すること
- （2）エフナンに関する媒体、番組、イベント情報等のうち、公益性の点からふさわしいと認められる情報について、広く宇和島市民へ周知すること
- （3）人的交流を促進させることにより情報交流を深化させること

（連携窓口の設置）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる連携事項を円滑かつ効率的に推進するため、それぞれ窓口を設置し、必要に応じて連絡調整を行い、具体的な実施事項、情報発信の方法等について決定するものとする。

（期間）

第4条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により本協定を更新しない旨の通知をしない限り、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、既に公知になっている情報を除き、本協定書に基づく連携により知り得た情報を漏えいしてはならず、第1条に定める目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、事前に相手方の承諾を得た場合は、他者に対し本協定により知り得た情報を提供することができる。

3 甲及び乙は、本協定書が前条に規定する有効期間の満了により効力を失った後も、継続して前2項の規定を遵守する義務を負うものとする。

（内容の変更）

第6条 甲及び乙は、そのいずれかから本協定書の内容の変更に関する申し出があったときには、合議によって変更を決定するものとする。

（その他）

第7条 本協定書に定めのない事項については、甲乙の合議により決定するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ署名のうえ各1通を保有する。

令和4年2月16日

甲 宇和島市曙町1番地
宇和島市長

岡原文章

乙 松山市本町1-1-1
南海放送株式会社
代表取締役社長

大西康司